

平成18年9月26日

## 遺伝子組換え表示の対象品目の見直しについて

### 1. 見直しの概要

遺伝子組換えてん菜について、以下のとおり、表示対象品目に追加する。

#### <表示対象品目の追加>

- ① 農産物として、「てん菜」を追加する。
- ② 加工食品として、「調理用のてん菜を主な原材料とするもの」を追加する。

てん菜を原材料として調理した加工食品としては、ごく希であるが、てん菜を野菜としたてんぷらなどがある。

なお、てん菜を加工したてん菜糖（砂糖）、糖みつ由来製品などいわゆる砂糖については、独立行政法人農林水産消費技術センターにおいて、PCR法によるDNA定性分析を行った結果、てん菜のDNAの残存が確認されなかったため（資料4-4）、表示対象品目としての追加は行わない。

### 2. これまでの手続きの経緯（別紙参照）

- |           |  |
|-----------|--|
| 平成18年3月   | 遺伝子組み換えてん菜の表示について諮問（資料4-2）                                     |
| 平成18年3月   | 食品表示に関する共同会議（※）<br>表示対象品目とするよう進めるのが望ましいとする。                    |
| 平成18年3～4月 | パブリックコメント（資料4-5）<br>特に意見は寄せられなかった。                             |
| 平成18年5～8月 | WTO通報（衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS協定）に基づく通報）（資料4-5）<br>特に意見は寄せられなかった。 |
| 平成18年6月   | 表示部会（資料4-3）<br>表示対象品目とするよう進めることについて議決。                         |

※ 厚生労働省薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会表示部会食品表示調査会及び農林水産省農林物資規格調査会表示小委員会の共同開催

### 3. 安全性審査の状況（参考）

#### （1）食品としての安全性

H-77 系統については、平成15年5月に食品としての安全性審査終了告示。

H7-1 系統については、平成15年6月に食品としての安全性審査終了告示。

#### （2）飼料としての安全性

H-77 系統については、平成15年4月に飼料としての安全性審査手続き終了。

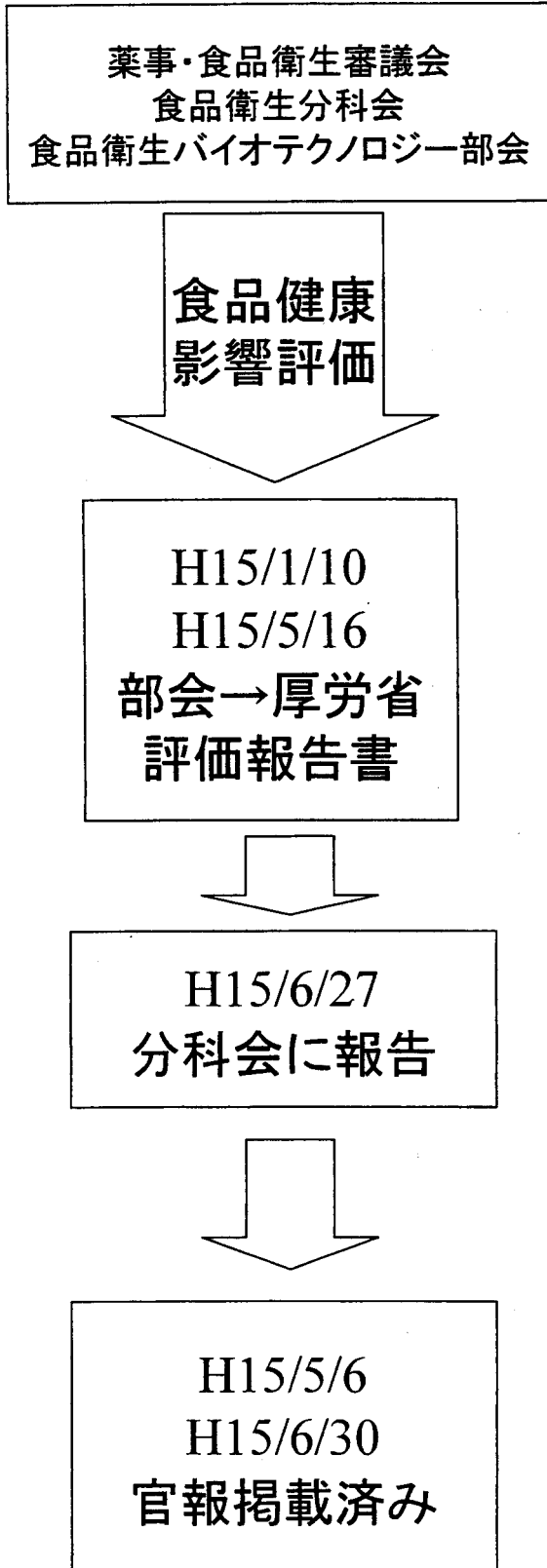
H7-1 系統については、平成17年9月に飼料としての安全性審査手続き終了。

#### （3）環境への安全性（カルタヘナ法のもとでは生物多様性への影響を評価）

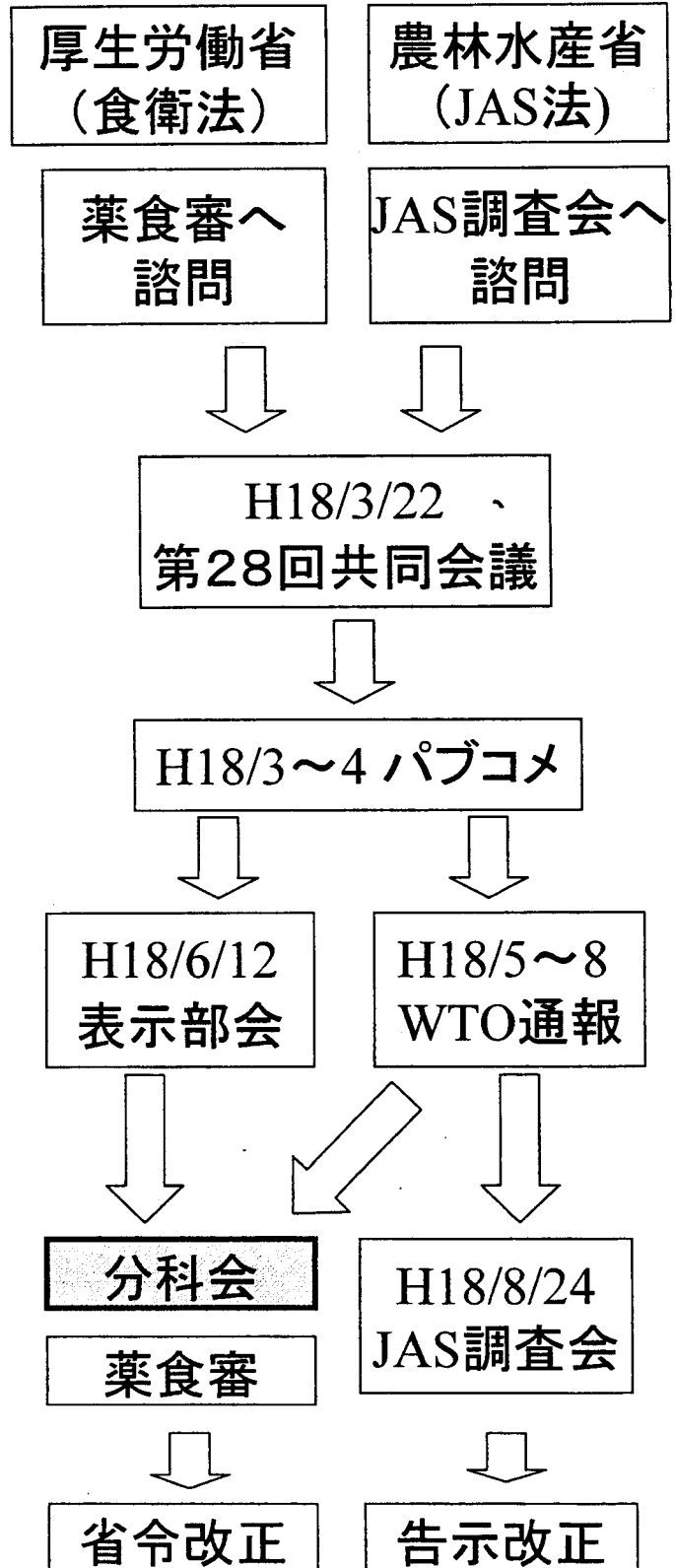
H7-1 系統については、平成17年12月まで隔離ほ場での試験栽培が行われた。現在、一般的なほ場での栽培等を使用の内容とする第一種使用規程の承認申請を審査中である。

# 手続きのスケジュール

## 食品としての安全性審査



## 表示

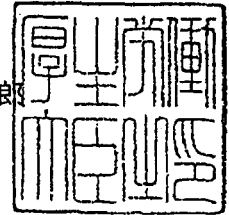




厚生労働省発食安第 0317001 号  
平成 18 年 3 月 17 日

薬事・食品衛生審議会  
会長 井村 伸正 殿

厚生労働大臣 川崎 二郎



諮 問 書

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

「遺伝子組換えてん菜」及び「調理用の遺伝子組換えてん菜を主な原材料とする加工食品」に関する表示対象品目見直しについて